

令和7年1月9日

事業所の皆さまへ

障害福祉課

日中一時支援事業の適切な利用について

日頃より、本市の障害福祉行政につきまして、格別なるご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、「障害者児が日中において監護する者がいなく、一時的に見守り等の支援が必要な場合の日中における活動の場を確保し、また日常的に介護している方の一時的な休息を図る」ことを目的として、日中一時支援事業を実施しております。

今般、これらの目的に合わない利用事案が見受けられますことから、下記事項について留意のうえ、適切な利用へのご対応をいただけますようお願い申し上げます。

記

1 利用が認められない事案

事業所で開催されるイベントや療育プログラム（本来、障害福祉サービスとして提供されるもの）への参加を理由とするもの。

2 延長支援加算の活用について

障害福祉サービス（生活介護、児童発達支援、放課後等デイサービス）と連続して日中一時支援を利用する場合には、障害福祉サービスの延長支援加算での対応を優先してください。

※延長支援加算を算定できる要件等については、次のページに記載しています。

【延長支援加算を算定できる要件等（一部）について】

- ◆ 延長支援加算が算定できるサービスの種類は、次の3つです。
生活介護、児童発達支援、放課後等デイサービス
- ◆ 延長した支援が必要な利用者に、営業時間の前後の時間で支援を行った場合に算定できます。
- ◆ あらかじめ県への届け出が必要です。

詳しくは以下を確認してください。

【生活介護】

- ・延長支援を行う際は、指定通所基準の指定により置くべき職員（直接支援業務に従事する者に限る）を1名以上配置する必要があります。
- ・運営規定に定められているサービス利用時間（送迎に要する時間は含まれない）が8時間以上9時間未満の前後の時間において、利用者（施設入所を除く）に日程生活上の世話をを行った場合に、所要時間に応じて算定できます。

～参考資料～

- ・平成18年厚生労働省告示523号
- ・平成18年厚生労働省告示551号
- ・厚生労働省 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく、指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（最終改定 令和6年3月29日）P141～142
- ・厚生労働省 介護給付費等単位数サービスコード（令和6年4月施行分）

【児童発達支援、放課後等デイサービス】

- ・延長支援を行う際は、指定通所基準の指定により置くべき職員（直接支援業務に従事する者に限る）を2名以上配置する必要があります。
 - ・障害児支援利用計画（個別支援計画）に、延長支援が必要な理由が必要です。保護者就労等の理由を記載してください。
- ※時間区分による基本報酬を算定する場合と算定しない場合で、単位数や取り扱いが変わります。

～参考資料～

- ・平成24年厚生労働省告示第122号
- ・平成24年厚生労働省告示第269号
- ・こども家庭庁 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（最終改定 令和6年3月29日）P103～106
- ・こども家庭庁 令和6年5月2日付 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等（障害児支援）に関するQ&A Vol.3 問2、3、4